

ネット詐欺おまもり サービス 利用規約

株式会社Q T n e t

2014年12月1日制定

株式会社Q T n e t（以下、「当社」といいます）は、この「ネット詐欺おまもり サービス 利用規約」（以下、「本規約」といいます）を定め、これにより「ネット詐欺おまもり」（以下、「本サービス」といいます）を提供します。

第1条（本規約の適用）

- 1 本規約は、当社が提供する本サービスの利用について定めます。
- 2 本サービスの利用を受ける者（以下、「契約者」といいます）の、本サービスの利用については、本規約の規定が適用されます。

第2条（契約の単位）

当社は、当社が別に定める「コンピュータ通信網サービス契約約款」の第3種契約（以下、「BBIQ」といいます）の契約者または「BBIQライト契約約款」の契約（以下、「BBIQライト」といいます）の契約者1回線につき、最大1の本サービスの契約を締結します。

第3条（本規約の変更）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者の承諾を得ることなく本規約の内容を変更すること（本規約に新たな内容を追加することを含む）ができるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は、前項による本規約を変更する場合、当社の指定するホームページに掲示する方法または当社が適切であると判断する方法により説明します。

第4条（本サービスの内容、対象）

- 1 契約者は、本サービスに申込みことにより、BBソフトサービス株式会社（以下、「BBSS」といいます）が「詐欺ウォール」または「Internet SagiWall」の名称で提供するソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」といいます）を利用できるものとします。

- 2 当社およびBBSは、契約者に対する事前の通知なく、当社およびBBSの判断により、本サービスの内容の変更または提供条件の変更（提供されるコンテンツの変更を含む）を行うことができるものとします。
- 3 本サービスは、日本国内に在住または滞在する個人を利用対象者としません。海外に在住する個人または日本国内外に所在する法人、その他社団、組合等は本サービスを利用することができません。

第5条 （利用申込の方法）

- 1 本サービスの利用を希望する場合には、本規約の内容およびBBSとの間で、本ソフトウェアの使用許諾契約を承諾し、当社所定の方法により利用申込みを行っていただきます。
- 2 前項の申込みは、BBIQまたはBBIQライトの個人契約者に限りません。法人、その他社団、組合等からの申込みは受け付けません。

第6条 （申込の承諾、取消）

- 1 当社は、本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序にしたがって承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上、著しく困難なとき
 - (2) 契約の申込みをした者が、BBIQもしくはBBIQライトの申込、または契約をされていないとき
 - (3) 契約の申込みをした者が、日本国内に在住または滞在する個人ではないとき
 - (4) 契約の申込みをした者が、本規約に同意されていないとき
 - (5) 申込み時に虚偽の事項を申告されたとき
 - (6) 過去に、BBSが規定する本ソフトウェアの使用許諾契約に違反し、同社から申告があったとき、または過去に本規約に違反したことがあるとき、もしくはそのおそれがあるとき
 - (7) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき
 - (8) その他当社が適当でないと判断したとき
- 3 当社が第1項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第7条 （本サービスの利用開始日）

当社が本サービスを利用するためのライセンスキーを発行した日が利用開始日となります。

第8条 （本ソフトウェアの利用に必要な環境等）

- 1 本サービスを利用するには、契約者の責任において、当社所定のウェブサイトからこれをダウンロードし、本サービスを利用しようとする端末機器（以下、「対象機器」といいます）にあらかじめインストールし、当社が契約者に当社所定の方法により別途交付するライセンスキーを用いて利用可能な状態にする必要があります。
- 2 前項のインストールを行うには、対象機器が当社およびBBS S所定のオペレーティングシステムソフトウェアをあらかじめインストールしていることや、当社およびBBS Sが別途定める諸元、性能等を充足していることが必要となります。かかる充足の確認は、契約者の責任において行っていただきます。
- 3 本サービスの著作権その他知的財産権は、BBS Sに帰属します。契約者は、本規約に定めるほか、BBS Sが規定する本ソフトウェアの使用許諾契約に定める条件に従い、本サービスを利用しなければなりません。
- 4 BBS Sが規定する本ソフトウェアの使用許諾契約の規定に従い、契約者に対する本サービスの使用許諾が終了した場合は、かかる終了と同時にこの規約に基づき購入された本サービスの利用権も終了し、かかる終了のあった契約者は、本サービスを以後利用することはできません。

第9条 （禁止事項）

契約者は、本サービスに関して、自らまたは第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- (1) 本規約またはBBS Sが規定する本ソフトウェアの使用許諾契約で明示的に許諾されていない行為、および違反する行為またはそのおそれがある行為
- (2) 本ソフトウェアまたはBBS Sのサーバー等に過度の負担をかける行為
- (3) 犯罪行為または公序良俗もしくは法令に違反する行為のために本ソフトウェアを用いる行為
- (4) 本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルし、またはソースコード、暗号の解読を試みる行為
- (5) 本ソフトウェアを改変、修正、翻訳その他翻案する行為

- (6) 本ソフトウェアを複製する行為（契約者の保有しないデバイス等に転送する行為を含む）
- (7) 本ソフトウェアのシステムに権限なく不正にアクセスし、またはBBS Sの設備に蓄積された情報を不正に書き換えもしくは消去する行為
- (8) 本ソフトウェアを日本国外に輸出、送付、送信等する行為
- (9) BBS Sが規定する本ソフトウェアの使用許諾契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に利用させる行為、もしくは質入等の担保権の設定その他一切の処分に関する行為
- (10) 当社およびBBS Sの信用を毀損し、または事業活動を阻害する態様で本ソフトウェアを利用する行為
- (11) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為およびこれらを助長する行為
- (12) その他、当社が不適切と判断する行為

第10条（利用契約の解除）

本サービスの契約者は、本サービスを解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社に通知していただきます。なお、当該通知が当社に到着した月の月末をもって、本サービスの解除を行います。

第11条（利用停止）

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 本規約に反する行為であって、本サービスに関する業務の遂行に著しい支障をおよぼし、またはおよぼすおそれのある行為をしたとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を当社の定める方法で契約者に通知します。ただし、契約者が第9条（禁止事項）に違反し、当社およびBBS Sの業務の遂行に著しい支障をおよぼし、またはおよぼすおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。

第12条（当社が行う利用契約の解除）

- 1 当社は、第11条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、本サービスの契約を解除することがあります。
- 2 当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないで、何らの通知等を要することなく、本サービスの契約を解除することができます。
 - (1) 本規約に違反したとき
 - (2) 申込み時の申告事項に虚偽の記載がある場合において、当社の業務の遂行上著しい支障をおよぼすと当社が判断したとき
 - (3) 契約者に対する差押え、または仮差押えの申し立てがあったとき
 - (4) 契約者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき
 - (5) 契約者と連絡がとれず、当社が本サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき
 - (6) 契約者が死亡または解散したことを当社が知ったとき
 - (7) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - (8) BBSが規定する本ソフトウェアの使用許諾契約に違反し、同社から申告があったとき
- 3 当社は、前2項の規定により本サービスの契約を解除しようとするときは、原則として本サービスの契約者にそのことをお知らせします。ただし、当社の業務の遂行に著しい支障をおよぼし、またはおよぼすおそれがあるときは、この限りではありません。
- 4 当社は、契約者がBBIQまたはBBIQライトの契約を解除したときは、本サービスの契約を解除します。

第13条（本サービス提供の終了）

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本サービスの契約を解除する場合は、当社の指定するホームページに掲示する方法または当社が適切であると判断する方法により説明します。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知します。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

第14条（料金）

- 1 契約者は、本サービスの利用開始日を含む暦月から起算して、本サービスの利用契約の解除日を含む暦月までの期間（利用開始日を含む暦月と、利用契約の解除日を含む暦月が同一の月である場合は、1か月間とします）について、別表1に定める月額利用料を毎月支払うものとします。
- 2 当社は、原則として、本サービスの初回申込みの場合における、前項の1の本サービスの契約に限り、本サービスの利用開始日を含む暦月から起算して2か月間、別表1に定める月額利用料に0円を適用します。ただし、解約後再度申込みがあった場合は、利用開始日を含む暦月から起算した月額利用料の支払いが必要となります。また、別段の定めがある場合はその定めるところによります。
- 3 月額利用料については日割りしません。

第15条（料金の支払い）

契約者は、第14条（料金）に規定する料金について、当社が指定する期日までに、当社所定の方法により支払っていただきます。

第16条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第17条（消費税相当の額の加算）

第14条（料金）の規定等により料金支払いを要するものとされている額は、第14条（料金）に定める額（税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします））に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。なお、支払いを要するものとされている額と第14条（料金）に定める税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします）により計算した額とは差が生じる場合があります。

第18条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌月から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただ

し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第19条（免責事項）

- 1 本サービス（本サービスにより利用可能なサービスを含みます）に関する保証（瑕疵保証を含みます）において、当社およびBBSSは、本サービスの正確性、有用性、正当性もしくは完全性に関する保証、商品性に関する保証、特定目的に適合することの保証、および第三者の知的財産権を侵害しないことの保証を含め、本サービス、本サービスにより利用可能なサービスまたはそれらの利用に関して、一切保証しません。
- 2 契約者は、本サービスを利用することにより、対象機器における通信速度の低下等が発生する場合があることをあらかじめ了承しなければなりません。
- 3 当社は、本サービスの利用権の販売に関連しまたはこの規約の条項に従い当社が行った行為に起因して、契約者が直接または間接に被り得る損害については、その内容、態様のいかんにかかわらず、何らの責任も負うものではなく、契約者は、当社およびBBSSに対し、その損害に関し何らの請求も行うことはできません。
- 4 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
- 5 当社は、第11条（利用停止）、第13条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用停止ならびに本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社は、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害などのあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

第20条（本ソフトウェアによる情報収集機能）

- 1 本サービスは、契約者がアクセスしたWebページのURLを検知処理のためにBBSSのサーバーに送信します。送信された情報は、検知判定およびBBSSが提供する製品・サービスの品質向上のために限って利用されます。収集した情報は、BBSSのプライバシーポリシーにしたがって、厳正な管理下で安全に取り扱います。
- 2 本サービスは、本サービスの提供のため、本サービスをインストールま

たはご利用頂く際に、通信により以下の契約者固有情報をBBS Sおよび本サービス開発会社である株式会社セキュアブレイン（以下、「セキュアブレイン」といいます）に対し自動的に送付する機能を有していますので、あらかじめご了承ください。なお、当該通信を行う場合でも、契約者に対して特段のメッセージの表示を行うものではありません。

- 3 セキュアブレインにおいてこれらの情報と契約者の個人情報を関連づけることはできません。
- 4 セキュアブレインが取得するこれらの情報は、個人情報と関連付けない状態で、以下の範囲および用途として利用されることがあります。契約者は、本サービスのご利用開始にあたり、あらかじめ、上記の各情報の送付について承諾するものとします。

(1) 送付させる情報

契約者固有 I D

通信機器等固有 I D

(2) 利用範囲および用途

契約者のご利用情報を、個人を特定できない形で、収集・分類し、

①本ソフトウェアの利用開始手続き、②BBS Sが行う販売促進活動、③商品企画、開発のための分析、④本ソフトウェアの改修、改善、または⑤広告サービスに利用します。

第 2 1 条（分離可能性）

- 1 本規約のいずれかの条項またはその一部が無効または執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響をおよぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有します。当社および契約者は、当該無効もしくは執行不能とされた条項または部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本規約に拘束されることに同意します。
- 2 本規約のいずれかの条項またはその一部が、ある契約者との関係で無効または執行不能と判断された場合であっても、他の契約者との関係における有効性等には影響をおよぼさないものとします。

第 2 2 条（準拠法および管轄）

- 1 本規約の準拠法は日本法とします。
- 2 本規約に関する紛争については、福岡簡易裁判所または福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条（協議事項）

本規約に定めのない事項および本規約に関し疑義が生じた事項については、民法その他の法令に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

【別表 1 (月額利用料)】

区分	単位	月額利用料
ネット詐欺おまもり使用料	1の契約ごとに	300円 (税込額330円)

備考

当社は、契約者に対し、本サービスを含む以下に定めるサービスを2以上同時に提供する場合は、パックにて提供します。

(安心まとめてパック)

区分	単位	月額料金	備考
ネット詐欺おまもり使用料	1の契約ごとに	300円 (税込額330円)	本サービス
パスワードまとめて管理使用料	1の契約ごとに	450円 (税込額450円)	当社が別に定める「パスワードまとめて管理サービス利用規約」に基づき提供するサービス
リモートサポートサービス使用料	1の契約ごとに	500円 (税込額550円)	当社が別に定める「リモートサポートサービス利用規約」に基づき提供するサービス
パソコン診断ツール使用料	1の契約ごとに	150円 (税込額165円)	当社が別に定める「パソコン診断ツールサービス利用規約」に基づき提供するサービス

「安心まとめてパック」対象サービス月額料金の合計金額が700円(税込額770円)以上の場合は、ご請求金額は700円(税込額770円)を適用します(対象サービス月額料金の合計金額が700円(税込額770円)未満の場合は、ご請求金額は対象サービスの合計金額を適用します)。

※安心まとめてパックの新規申込み受付は、2020年10月29日をもって終了しました。

(ネット安心パック)

区分	単位	月額料金	備考
ネット詐欺お	1の契約ご	300円	本サービス

まもり使用料	とに	(税込額330円)	
メールセキュリティ	1のメールアドレスごとに	200円 (税込額220円)	当社が別に定める「コンピュータ通信網サービス契約約款」における付加機能として提供するメールセキュリティ機能
リモートサポートサービス使用料	1の契約ごとに	500円 (税込額550円)	当社が別に定める「リモートサポートサービス利用規約」に基づき提供するサービス

「ネット安心パック」対象サービス月額料金の合計金額が700円（税込額770円）以上の場合は、ご請求金額は700円（税込額770円）を適用します（対象サービス月額料金の合計金額が700円（税込額770円）未満の場合は、ご請求金額は対象サービスの合計金額を適用します）。

（くらし安心パック）

区分	単位	月額料金	備考
ネット詐欺おまもり使用料	1の契約ごとに	300円 (税込額330円)	本サービス
メールセキュリティ	1のメールアドレスごとに	200円 (税込額220円)	当社が別に定める「コンピュータ通信網サービス契約約款」における付加機能として提供するメールセキュリティ機能
リモートサポートサービス使用料	1の契約ごとに	500円 (税込額550円)	当社が別に定める「リモートサポートサービス利用規約」に基づき提供するサービス
端末補償	1の契約ごとに	500円 (税込額550円)	当社が別に定める「端末補償サービス利用規約」に基づき提供するサービス
生活サポート	1の契約ごとに	400円 (税込額440円)	当社が別に定める「生活サポートサービス利

			用規約」に基づき提供するサービス
<p>「くらし安心パック」対象サービス月額料金の合計金額が900円（税込額990円）以上の場合は、ご請求金額は900円（税込額990円）を適用します（対象サービス月額料金の合計金額が900円（税込額990円）未満の場合は、ご請求金額は対象サービスの合計金額を適用します）。</p>			

【別表2】削除

附則

（実施期日）

本規約は 2014 年 12 月 1 日から実施します。

附則

（特例措置）

2014 年 12 月 1 日から 2015 年 1 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1（月額料金）に規定する額に 0 円を適用します。

附則

（特例措置）

2015 年 2 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1（月額料金）に規定する額に 0 円を適用します。

附則

（特例措置）

2015 年 4 月 1 日から 2015 年 5 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1（月額料金）に規定する額に 0 円を適用します。

附則

（特例措置）

2015 年 6 月 1 日から 2015 年 6 月 30 日までの間に、当社が別に定める条

件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1（月額料金）に規定する額に 0 円を適用します。

附則

（特例措置）

2015 年 7 月 1 日から 2015 年 9 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1（月額料金）に規定する額に 0 円を適用します。

附則

（特例措置）

2015 年 10 月 1 日から 2015 年 11 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1（月額料金）に規定する額に 0 円を適用します。

附則

（実施期日）

この改訂規定は、2015 年 12 月 1 日から実施します。

（特例措置）

1 2015 年 12 月 1 日から 2016 年 1 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1（月額料金）に規定する額に 0 円を適用します。

2 【別表 2】を削除

附則

（実施期日）

この改訂規定は、2016 年 2 月 1 日から実施します。

（特例措置）

2016 年 2 月 1 日から 2016 年 4 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1（月額料金）に規定する額に 0 円を適用します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、2016 年 2 月 1 日から 2016 年 4 月 30 日までの間に実施した特例措置を、2016 年 7 月 31 日まで延長し実施します。

(特例措置)

2016年2月1日から2016年7月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2016年8月1日から2016年10月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2016年11月1日から2017年1月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2017年2月1日から2017年4月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2017年5月1日から2017年7月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(実施期日)

本規約は2017年7月1日から実施します。

附則

(特例措置)

2017年8月1日から2017年10月31日までの間に、当社が別に定める条

件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1（月額料金）に規定する額に 0 円を適用します。

附則。

（特例措置）

2017 年 11 月 1 日から 2018 年 1 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1（月額料金）に規定する額に 0 円を適用します。

附則。

（特例措置）

2018 年 2 月 1 日から 2018 年 4 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1（月額料金）に規定する額に 0 円を適用します。

附則。

（特例措置）

2018 年 5 月 1 日から 2018 年 7 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1（月額料金）に規定する額に 0 円を適用します。

附則。

（特例措置）

2018 年 8 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1（月額料金）に規定する額に 0 円を適用します。

附則。

（特例措置）

2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1（月額料金）に規定する額に 0 円を適用します。

附則。

（特例措置）

2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める条

件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1（月額料金）に規定する額に 0 円を適用します。

附則

（実施期日）

本規約は 2020 年 4 月 1 日から実施します。

附則

（実施期日）

本規約は 2021 年 4 月 1 日から実施します。

附則

（実施期日）

本規約は 2021 年 10 月 1 日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は 2022 年 9 月 1 日から実施します。